

国登録有形文化財（建造物）藤間家住宅主屋
保存活用計画（案）

令和 年 月

茅ヶ崎市教育委員会

株式会社ユー・エス・シー

※赤字は未決定、要調整事項を示す

例 言

1 本書は、神奈川県茅ヶ崎市柳島2-282-1に所在する国登録有形文化財（建造物）藤間家住宅主屋の保存活用計画である。

2 本計画は、茅ヶ崎市教育委員会が、令和7年度に茅ヶ崎市文化財保護審議会規則に則り設置した茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会である「藤間家住宅主屋保存活用計画策定部会」における調査・審議に基づき策定した。

藤間家住宅主屋保存活用計画策定部会（4人、五十音順、敬称略、◎は委員長、○副委員長）

小沢 朝江 東海大学工学部建築学科教授
海津 ゆりえ 文教大学国際学部国際観光学科教授
田尾 誠敏 東海大学文学部歴史学科非常勤講師
水沼 淑子 関東学院大学名誉教授

3 本計画の策定に係る事務は、茅ヶ崎市教育委員教育推進部博物館が担当し、調査及び図面作成等の関連業務の一部を、株式会社ユー・エス・シーに委託した。

5 本計画は、令和 年 月 日より施行する。

目次

例言	3
1 計画の概要	7
1-1 計画の作成	7
1-2 文化財の名称等	7
1-3 文化財の概要	8
1-4 文化財保護の経緯	25
1-5 保護の現状と課題	27
1-6 計画の目的と基本方針	28
1-7 計画区域	29
1-8 計画の期間	30
1-9 計画の構成	31
2 保存管理計画	32
2-1 保存状況	32
2-2 保護の方針	34
(1)保存における基本方針	34
(2)復原年次の設定	34
(2)復原年代の設定	36
(3)部分の設定	36
(4)部位の設定	39
2-3 管理計画	74
2-4 修理計画	75
3 環境保全計画	77
3-1 環境保全の現状と課題	77
3-2 保存状況	78
3-3 環境保全の基本方針	88
3-4 区域の区分と保全方針	90
3-5 建造物及び工作物の区分と保存の方針	92
3-6 防災上の課題と対策	95
3-7 修理計画	95
4 防災計画	97
4-1 防火・防犯対策	97
4-2 耐震対策	103
4-3 耐風対策	104
4-4 水害対策	105
4-5 津波対策	106
4-6 その他の災害対策	107
5 公開活用計画	109

5-1	公開・活用に係る現状.....	109
5-2	公開・活用に係る課題.....	109
5-3	利活用の基本方針.....	109
5-4	公開活用計画.....	111
5-5	活用基本計画.....	111
5-6	活用の体制.....	115
5-7	事業スケジュール.....	116
6	保護に係る諸手続.....	117
6-1	国登録有形文化財に係る諸手続.....	117
6-2	現状を変更しようとする場合の手続.....	117
6-3	保存に影響を及ぼす行為に係る手続.....	118
6-4	その他の手続.....	118
ク	史跡に係る諸手続.....	119
6-5	建築行為に関する手続.....	120
資料編	121
(1)	保存活用計画策定の記録.....	121
(2)	茅ヶ崎市文化財保護審議会委員.....	121
(3)	市民討議会.....	122
(4)	神奈川大学建築学部まち再生演習による提案.....	124
(5)	参考文献.....	124
図 1	藤間家住宅主屋の位置（「まっぷ de ちがさき（茅ヶ崎市）」を 2025 年に参照し作成）.....	9
図 2	藤間家住宅主屋（柳島）周辺の地形図（「迅速測図」明治 15（1881）年に加筆）.....	10
図 3	藤間家住宅敷地内の建造物、工作物（建設年代）.....	11
図 4	平面図.....	12
図 5	東立面図.....	12
図 6	断面図.....	12
図 7	南立面図.....	12
図 8	茅ヶ崎市域の地形と流路の変遷（「迅速測図」明治 15（1881）年を基に作図）.....	13
図 9	柳島と藤間家の位置.....	14
図 10	柳島湊図（新編相模国風土記稿 挿図）国立公文書館所蔵.....	15
図 11	観音丸.....	16
図 12	明治 5（1872）年家相図.....	22
図 13	家相図と現況配置図の重ね図.....	23
図 14	藤間家住宅主屋敷地内の構成図（平成 30（2018）年の調査結果を基に作図）.....	24
図 15	計画区域図.....	29
図 16	部分の設定平面図.....	38
図 17	区域の区分と保全方針.....	91

図 18	建築物及び工作物の区分	94
図 19	茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ	104
図 20	茅ヶ崎市内水ハザードマップ	105
図 21	茅ヶ崎市津波ハザードマップ	106
図 22	整備イメージ図	111
図 23	公開活用計画	112
図 24	体制図	114
表 1	藤間家の主な歴史	17
表 2	西村伊作による各住宅の特質	20
表 3	保存事業の履歴	26
表 4	活用履歴	26
表 5	部位別構造・意匠と保存状況	33
表 6	部分の設定と保存の方針	35
表 7	部位の設定と保存の方針	39
表 8	部分と部位の設定と方針	40
表 9～41	部位の設定	41～73
表 42	建築物及び工作物の区分	93
表 43	主屋の外部仕様	97
表 44	防火管理区域内の建造物の構造と火気使用状況	99
表 45	藤間家の被害・事故の履歴	100
表 46	消防用設備(参考)	101
表 47	藤間家で想定される活用	110
表 48	公開活用計画	112
表 49	事業計画	115
写真 1	藤間家住宅主屋(東面)	9
写真 2	昭和 27(1952)年当時の柳島地区と藤間家	25
写真 3	令和 6(2024)年現在の藤間家	25
写真 4	応接間の不陸	25

4 防災計画

4-1 防火・防犯対策

(1) 火災時の安全性に係る課題

ア 文化財の燃焼性

藤間家住宅主屋は木造平屋建て、屋根は波板鉄板葺、鉄板平葺の建築物であり外壁は南京下見板、押縁下見板貼で一部が波板鉄板貼、漆喰塗となっている。開口部も木製建具や雨戸、一部アルミサッシで構成されている。また、軒裏も化粧野地板となっている。木造建築であり、内外部仕上げの多くが木質材料で構成されているため、燃焼性が高い。

表 43 主屋の外部仕様

項目	規模	仕様
主屋	・木造平屋建、建築面積 151 m ²	・屋 根：波板鉄板葺・鉄板平葺 ・開口部：木製建具・木製雨戸・アルミサッシ ・外 壁：南京下見板・押縁下見板・波板鉄板・漆喰 ・軒 裏：化粧野地板・垂木

イ 延焼の危険性

藤間家住宅主屋は広い屋敷地に建っている。敷地内には屋敷林や植栽が保存されていること、敷地周囲の建物から一定の距離が確保されているため、外部の建物からの延焼の危険性は比較的小さい。ただし、敷地内には主屋の周囲に木造の附属建物や建造物群が建っており、敷地内へ火が燃え移ると延焼が懸念される。

(2) 防火管理の現状と課題

藤間家住宅主屋の敷地内において、火気使用による火災と電気系統からの出火による火災が想定される。現状の防火対策については、消火器、機械警備による火災報知器と通報装置を設置しているが、今後は使用用途に応じた消防設備の整備が必要である。また、常住の管理者がいないため管理者不在時に火災が発生した場合、火災の早期発見が困難な状況である。さらに管理者や利用者が使用できる消火設備については消火器のみであるため、火災発見時の初期消火についても対策が脆弱である。

現状は火気の使用を行っていない。ただし、電気系統からの出火に関しては市への寄贈後に電気設備の更新をしていない状況であり、防火対策として電気系統の設備を更新することが必要である。

また毎年、文化財防災デーに合わせて実施している職員や市民・利用者による防災・避難訓練を引き続き行うとともに、地域の消防団との連携や発災型の訓練等、実効性のある訓練方法への改善を実施する必要がある。

(3) 防火管理計画

藤間家住宅主屋の防火管理計画を検討するにあたり、建築基準法及び消防法の規定に適合させることを基本とする。活用計画において、不特定多数の人々の利用が想定されるため、防火管理計画に沿った火災の予防と早期発見および初期消火を行える体制、設備を備えることが重要である。

裸火の使用など火気使用箇所の限定と、火気を使用する場合には着火から消火までは管理者が立ち会い火気の管理を行うことが必要である。

消防法上想定される用途は消防法令別表第1「(15)項 事務所等（その他の事業場）」である。そのため、消防法上は火災報知設備の設置が求められないが、夜間の閉鎖時など管理者が不在になる時間帯に火災が発生した場合、火災の発生を感知し通報する設備がないため、火災の発見や消防への通報が遅れる可能性が高いため、消火設備や警報設備を設置するなど自主的な対策が必要である。

ア 防火管理体制

藤間家住宅の防火管理は茅ヶ崎市が行い、以下で「管理者」として示す。

イ 防火管理区域の設定

藤間家住宅主屋の防災管理計画における防火管理区域は本計画の計画区域とする。ただし、今後の設計において隣接する区域の実情に応じ、茅ヶ崎市消防本部の指導を得て定めることとする。

ウ 防火管理者と消防計画

管理者は消防法第8条第1項に基づき、防火管理者を選任し防火管理を実施するために必要な事項を消防計画として作成し、同法に定める防火管理業務を実施する。藤間家住宅主屋の防火管理者については、社会教育課長とする。防火管理者は、防火管理に関する一切の権限を有するとともに、次の業務を行う。

(ア) 消防計画の検討及び変更

(イ) 消火、通報及び避難訓練の実施並びにその指導

(ウ) 建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督

(エ) 消防用設備等の点検整備の実施及び監督

(オ) 火気の使用又は取扱いに関する指導監督

(カ) 防火担当責任者に対する指導監督

(キ) 収容人員の管理

(ク) 管理権限者に対する助言及び報告

(ケ) その他防火管理上必要な業務

また、防火管理者は、次の業務について消防機関への報告、届出並びに連絡を行う。

(ア) 消防計画の提出

(イ) 建屋、諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出

(ウ) 消防設備等の点検結果の報告

(エ) 教育訓練指導の要請

(オ) その他法令に基づく報告及び防火管理上についての必要事項

消防計画作成にあたっては、実態に即した実効性のある計画とし、必要に応じて専門家の意見を聞きながら計画を見直す。

エ 防火環境の把握

防火環境の把握や日常的な防災管理については管理者が行う。建造物や工作物の防火に関する特性、火気の使用状況などの防火に係る環境を把握し、事前の予防を図る。

オ 火気使用状況

防火管理区域内の建造物の構造と火気使用状況については、学習室を除いて木造平屋建の構造であり、火気の使用はしていない。今後活用に応じて火気を使用する場合は付随する建造物においての使用を検討する。

表 44 防火管理区域内の建造物の構造と火気使用状況

名称	構造	火気使用状況
藤間家住宅 主屋	木造平屋建、鉄板葺	火気使用なし その他、居室にて必要に応じて、電気温風機・扇風機を使用。
洗濯室	木造平屋建	火気使用なし 活用に応じて厨房等での火気の使用
図書室	木造平屋建	火気使用なし 活用に応じて厨房等での火気の使用
資料室	木造平屋建	火気使用なし 活用に応じて厨房等での火気の使用
納屋	木造平屋建	火気使用なし 活用に応じて厨房等での火気の使用
物置	木造平屋建	火気使用なし 活用に応じて厨房等での火気の使用
学習室	軽量鉄骨平屋建	火気使用なし 活用に応じて厨房等での火気の使用
新設建物	未定	活用に応じて厨房等での火気の使用

カ 予防措置

予防措置として火気の管理、可燃物の管理、警備、安全対策（避難誘導、収容人数の管理）を行う。建築物内では裸火を使用しないこととし、イベント時は個別に火気の利用を許可することとする。

(7) 火気等の管理

- a 管理人及び来館者に対して火気使用範囲を明示し、範囲外での火気使用及び建築物内での喫煙を禁止する。
- b 原則として火気は使用しない。主屋以外の建物において、厨房等の火気使用に関しては防火措置及び防火管理を行い予防を徹底する。

(イ) 可燃物の管理

敷地内の清掃による可燃物の除去及び整理整頓を徹底する。また活用等で発生したゴミ類は即時に撤収し、現地に放置しない。また付随建造物で保管している資料についても整理整頓を行う。

(ウ) 警備

放火を未然に防ぐため、周辺に可燃物を放置しないことを徹底し、夜間においては施錠及び機械警備により管理する。また、価値と防災上の課題について共有しておくことが必要となる。

(工) 安全対策

災害時は、管理者による火災時の初期消火、通報及び避難誘導を行う。管理者は避難経路や避難方法を熟知した上で、見学者に周知し、速やかに避難誘導できるようにする。

キ 消火体制

迅速な消火活動は火災の早期発見と機械警備の設置による通報、茅ヶ崎市消防本部との連携が必要になる。また、消防団や地域の自主防災組織とも連携し事前に協力体制を構築しておく。公開時は火災の通報、初期消火、避難誘導、搬出及び救護の役割を管理者が行うため、役割分担を事前に設定し、公設消防や消防団、近隣住民と連携して発災型の訓練を年1回以上実施する。特に管理者は防災設備に関する機器類を適切に扱えるようにする。

茅ヶ崎市消防本部の指導のもと、消火体制を次のとおり定める。

(ア) 任務分担・

- (イ) 通報は施設管理者又は出火発見者又は自動通報装置によるものとし、管理者や発見者は消火器等による初期消火活動を行う。同時に来場者の避難誘導を行う。
- (ウ) 訓練の実施
- (エ) 年1回以上の初期消火訓練、避難誘導訓練を実施する。
- (オ) 地域の協力体制
- (カ) 海岸出張所と地元消防団、自治会等と連携し協力体制を構築する。
- (キ) 防火管理体制

(4) 防犯計画

ア 事故歴

藤間家住宅ではこれまでに主に台風や大雨による被害が発生しているが、毀損や火災・放火、盗難等に係る事故発生履歴はない。

表 45 藤間家の被害・事故の履歴

No	日付		内容
1	平成30年6月8日 ～12日	樹木管理	自治会から「モチノキの生垣が鬱蒼としており、通学途中の児童が連れ込まれてイタズラされないか不安なため刈り込んで安全性を確保してほしい。」と要望があった。これを受けて市職員とボランティアが南側の生垣を剪定し、見通しがきくようにした。なお、剪定の際に生垣の中にスズメバチの巣が見つかったため駆除した。
2	平成30年7月31日	工作物管理	万年塀のグラグラしている箇所を市職員が撤去した。
3	平成30年10月1日	台風	台風24号により下記の被害があった。 ・主屋：屋根の隅棟に被せていた部材3点が剥がれ、敷地内に落下。落下した部材をもとに業者が修繕。 ・納屋：屋根に被せていた部材1点が剥がれ、隣接地の駐車場に落下。落下した部材をもとに業者が修繕。 ・シロダモ：幹が裂け、西側のタブノキに寄りかかるようにして倒れる。業者がクレーン車により撤去。 ・イトヒバ：大ぶりの枝2本（主屋側に伸びる。）が折れる。市職員が折れた枝のうち1本を幹から切り離し除去。業者が残りの枝を撤去し、折れた断面に薬剤を塗布。 ・ニッケイ：大ぶりの枝数本が折れ、主屋の東側に落下。職員が撤去。 ・シュロ：枯れたシュロの葉が藤間家北側の家の敷地に飛んで来るとの苦情あり。業者が北側生垣沿いのシュロ12本を伐採。 ・竹垣：敷地南西の竹垣の一部が倒壊。市職員が修繕。
4	令和3年7月3日	大雨	大雨による敷地西側及び北側道路の冠水を解消するため、市職員が落葉を清掃。
5	令和4年7月5日	大雨	主屋に過去最大の雨漏りが発生し、業者が確認したところ屋根が全体的に傷んでおり、屋根の葺替・防水工事を提案されたが1,000,000円以上掛かるため、防水テープ、シーリング、ステンレス釘の増し打ち等の簡易修繕を業者に依頼。
6	令和6年9月1日	台風	台風10号の豪雨により、主屋の9畳間に大きな雨漏りが発生したため、防水テープ、シーリング、ステンレス釘の増し打ち等の簡易修繕を業者に依頼。
7	令和7年9月5日	台風	台風15号の豪雨により、主屋の西側離れ縁側に雨漏りが発生したため、小波鉄板葺き、シーリング等の簡易修繕を業者に依頼。

イ 事故防止のための措置

開館期間及び開館時間内においては管理人による巡回を実施。夜間等の閉館時間においては、施錠、機械警備による管理で対応する。内容については、今後の活用内容及び状況に応じ適宜修正する。

(5) 防火・防犯設備計画

本計画では、防火・防犯設備の基本的な方針を示し、今後、段階的に拡充を図っていく。なお、拡充にあたっては、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続き及び基準等に関する条例（平成16年条例第9号）、文化庁のガイドラインや茅ヶ崎市地域防災計画等に準拠する。

ア 設備整備計画

(7) 法令上の義務

藤間家住宅の消防法上規定される用途は消防法令別表第1「(15)項 事務所等（その他の事業場）」である。そのため規模、収容人員から設置すべき消防用設備等は誘導標識のみである。

ただし、文化庁「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」を参考にし、文化財保護の観点や市民・利用者の安全確保の観点から必要な設備を検討し、自主的に設置する。

表 46 消防用設備（参考）

	自動火災報知設備	消火設備	通報設備等
設備	<ul style="list-style-type: none">・ R 型自動火災報知設備・ R 型受信機・ アナログ式煙感知器（室内）・ 3 波長炎感知器（屋外）・ 自動火災報知設備用の避雷設備・ 非常ベル・ 住宅用火災警報器・ 屋外火災警報器	<ul style="list-style-type: none">・ パッケージ型消火設備・ 消火器	<ul style="list-style-type: none">・ 火災通報装置 （所轄消防署へ 119 番通報） ※消防との協議により自動通報が可能

※内容については、活用の用途及び今後消防との協議により変更の可能性がある

参考：文化庁「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」（令和3（2022）年）
文化庁「国宝・重要文化財（建造物）等の防災対策ガイドライン」（令和元（2019）年）

(イ) 防犯設備

防犯設備について、夜間や日中の閉館時の対応として機械警備の導入を検討する。センサー等による侵入警報設備を設置し、火災発生時や異常発報時は機械警備会社へ通報する。

イ 保守管理計画

防火設備の維持管理については、消防法に定められた定期的な点検の他、文化財防災デーに合わせ実施している防災・避難訓練で設備の扱い方、位置、構造、不良事項、注意事項を確認する。加えて、自主点検（日常点検、定期点検等）を行い、これらの機能を最良の状態に維持する。

また、消火・警報・防犯設備等の設備機器の分野は特に技術革新が早いため、定期的な見直しと最適なシステムを導入できるように関連分野の情報収集に努める。

4-2 耐震対策

文化庁が作成した「重要文化財（建造物）耐震診断指針」及び「重要文化財（建造物）耐震予備診断実施要領」に基づき、藤間家住宅主屋の耐震予備診断を行ったところ、耐震基礎診断が必要という結果となっている。

それを踏まえ、令和6年度に耐震基礎診断を、令和7年度に耐震診断補強基本設計を、令和8年度に耐震補強を含む改修工事の実施設計を実施する。

その際の対処方針を次のように定める。

(1) 耐震診断の方法

藤間家住宅主屋の耐震診断は、『重要文化財(建造物)耐震診断に係る指針・要領』に準拠する。

本検討では、対象建物の目標性能は「安全確保水準」として設定する。「安全確保水準」とは、同指針に示される大地震時における応答変形が $1/30 \text{ rad}$ 以下、または柱折損等の脆性破壊に至らない変形角以下になることを確認することとする。計算にあたっては、以下の条件を採用する。

- (ア) 解析は立体モデルによる増分解析を行う。
- (イ) 柔床仮定を適用し、水平構面の剛性を実情に合わせて設定する。
- (ウ) 柱脚が基礎に緊結されていないため、柱脚に軸方向バネを配置し浮き上がりを許容した解析とする。
ただし、浮き上がり後も部材のせん断力は保持するものとする。
- (エ) 大きな変形を伴う解析となるため、 $P-\delta$ 効果を考慮した解析とする。
- (オ) 地盤条件は第2種地盤とし、 G_s (地盤増幅率)は略算法により算定する。
- (カ) 履歴粘性減衰定数 heq は『伝統的構法のための木造耐震設計法』に基づき算定する。
- (キ) 耐震要素は、土壁、下見板壁、木摺り壁を対象とし、漆喰仕上げの寄与は考慮しない。

(2) 耐震診断結果

耐震診断結果は、主屋は十分な耐力を有していて、降伏前の弾性時には偏心率も良好ではあるが、大地震時に南側(X方向)及び中央部(Y方向)に変形が大きくなること、大地震動応答値よりも前に柱の折損が起る可能性があることから目標性能を満足しないと判断する。

- (ア) 建物重量が軽く壁量が多いため、桁行(X方向)、梁間(Y方向)ともに、保有耐力は $C_b=0.50$ を超え十分な耐力を有している。また、平屋で屋根勾配も急ではないため風荷重に対する耐力も十分確保できている。
- (イ) 偏心率(初期剛性時)は、XY方向ともに 0.15 以下となり、壁配置のバランスが良い。
- (ウ) 桁行方向加力時は、南側(庭側)が大地震動応答時に、 $1/15[\text{rad}]$ より大きな変形となる。これは壁の耐力不足だけでなく、壁端の柱が浮き上がることにより壁が持つ耐力を十分に発揮できていないことが要因になっている。また、大地震動応答値よりも前に柱の折損が発生(平均変形角 $1/50[\text{rad}]$)する。
- (エ) 梁間方向加力時は、保有耐力、変形性状ともに桁行方向加力時よりも比較良好ではあるが、建物中央(る通り～を通り)の変形が大きく、軒レベルの水平変位は、中央が凸になる変形を示している。大地震動応答値よりも前に柱の折損はない。北側の便所周りの壁が大きく浮き上がり、水平変位も大きくなっている。

(3) 対処方針

耐震補強等については、文化財としての価値を損なうことのないような補強工事を行うこととし、具体的な補強方法については次のとおり実施する。

- (ア) 耐震要素の平面的なバランスを考慮し、土壁を構造用合板壁に置換する。
- (イ) 大壁内部に意匠に影響のない部分で、構造用合板壁を追加する。
- (ウ) 大きな引き抜き力が生じる壁端部分に関しては、必要に応じて補強基礎の増設または鉄骨による浮き上がり拘束梁を設置する。
- (エ) 「離れ」は「主屋」の耐震要素を必要とするため、「離れ」と「主屋」の接続部を確認し、必要に応じて金物で緊結する。
- (オ) 垂壁や腰壁等の壁配置によっては柱折損を伴う部分があるため、これを回避するため軸部材の追加または無効化を行う。
- (カ) その他必要な耐震補強を行う。

(4) 地震発生時の対処方針

地震が発生した場合は、管理者が見学者等の避難誘導に努め、お互いに速やかに屋外へ逃げる。その際、体の不自由な方や高齢者の方、怪我人の避難および救助を優先する。また、原則として火気の使用を禁止しているが、イベント等で特別に火気を使用している場合は、速やかに中止し、確実に消火していることを確認する

4-3 耐風対策

藤間家住宅主屋の屋根の葺き替えを行った記録がないため詳細は定かでないが、材料、塗装ともに耐用年数が経過し、劣化が進んでいる状態であり、強風時には吹き飛ばされる可能性がある。平成 30(2018)年に生じた台風被害のように、強風により躯体・屋根・外壁等で被害が生じることが考えられる。

(1) 対処方針

建築基準法に準じた耐風診断を行い、耐震診断と合わせて必要に応じた構造の補強を行う。

風荷重については、極めて稀に発生する暴風時（令第 82 条の 5(限界耐力計算)で定める風圧力で通常の風圧力 1.6 倍）における水平力と、地震時の解析により得られた保有水平耐力との比較により安全性を確認する。

屋根外壁の劣化診断を実施する。下地の腐朽や固定部の緩みが確認された場合は、全面的な葺き替えを行う。その際、耐風性能の高い工法（例：固定用ビスのピッチを密にする、風圧に強い形状の屋根材を選ぶ等）を採用する。外壁についても、下見板の浮きや釘の緩みがないかを確認し、必要に応じて補強修理を行う。

台風の接近が予測される場合には、事前に窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る（恒久対策として実施することも検討）、雨戸を閉める、屋外の飛散しやすい物品を屋内に収納するといった応急対策を定めたマニュアルを整備し、迅速に実施できる体制を整える。

本計画「3 環境保全計画」で述べたとおり、樹木医による定期的な診断に基づき、倒木や太い枝の落下の危険性が高いと判断された樹木については、予防的な剪定や伐採を計画的に実施する。特に、主屋に近接する高木については、重点的な管理対象とする。

4-4 水害対策

茅ヶ崎市柳島地区の水害の危険性の想定は「あなたと大切な人の命を守る 茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和3年9月改正版）」、「茅ヶ崎市内水ハザードマップ（令和3年9月改正版）」、「茅ヶ崎市 高潮ハザードマップ（令和6年（2024年）2月）」、「茅ヶ崎市津波ハザードマップ（令和7年（2025年）8月）」にてそれぞれ想定されている。なお、内水による被害は想定されていない。

(1) 洪水による水害の危険性

「あなたと大切な人の命を守る 茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和3年9月改正版）」（大正河川と前提となる想定雨量 相模川 567mm/48時間、小出川、千ノ川、駒寄川 354mm・24時間、目久尻川 398mm/24時間）によると、藤間家住宅では1.0m～3.0m未滿の浸水深（浸水した場合に予測される水深）が想定されている。

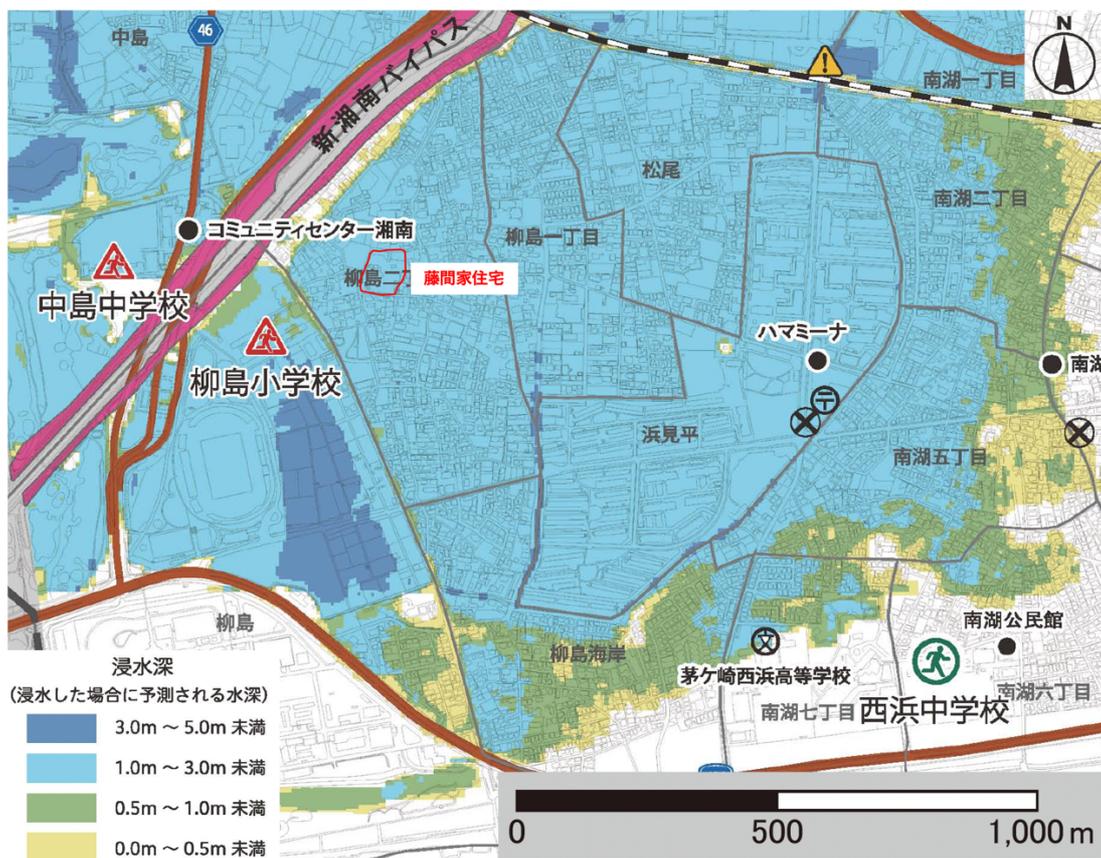


図 19 茅ヶ崎市洪水・土砂災害ハザードマップ（令和3年9月改訂版）

(2) 高潮による水害の危険性

「茅ヶ崎市内水ハザードマップ（令和3年9月改正版）」では観測史上最大規模の台風が襲来して高潮を引き起こし、相模灘沿岸に最悪の被害をもたらす場合を想定して、浸水が想定される区域等を示している。藤間家住宅は敷地の北側、南西側の一部が0.5m未滿（床下浸水）の浸水が想定されている。ただし、主屋や付属屋には影響がない。

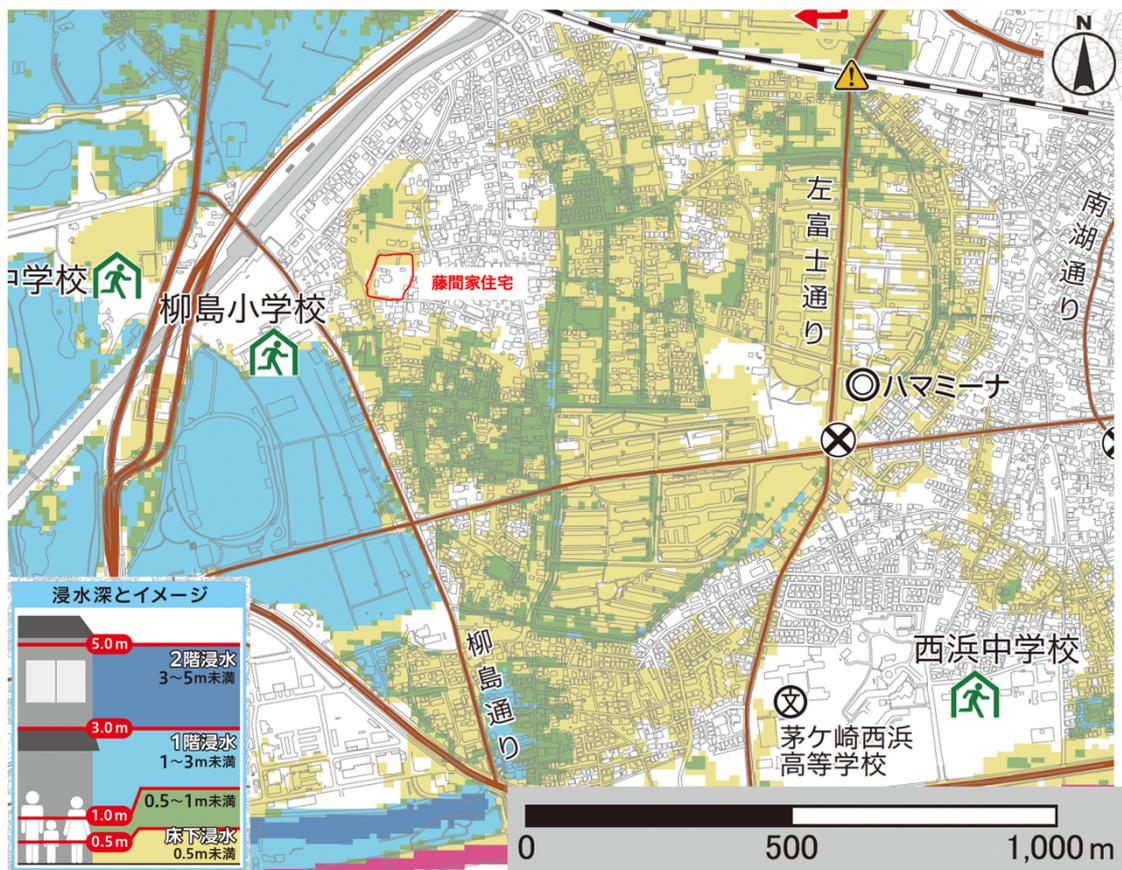


図 20 茅ヶ崎市内水ハザードマップ（令和 3 年 9 月改正版）

(3) 対処方針

これらの雨量や台風による被害が想定される際には建築物への浸水を防ぐための仮設や止水板、土嚢等の設置など被災の予防に努める。また被害拡大防止のため被害状況の把握に努める。

4-5 津波対策

茅ヶ崎市柳島地区の津波被害の危険性の想定は「茅ヶ崎市津波ハザードマップ（令和 7 年（2025 年）8 月）」にて想定されている。

(1) 津波による被害の危険性

「茅ヶ崎市津波ハザードマップ（令和 7 年（2025 年）8 月）」では相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）、相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）、元禄関東地震タイプ、元禄関東地震タイプと国府津一松田断層帯地震の連動地震、慶長型地震の地震を基に、令和 7 年 3 月 24 日に神奈川県より津波災害警戒区域の指定を受けたことにより指定に基づき新たな津波ハザードマップを作成した。

藤間家住宅では敷地の北側、西側で 0.3m 未満～1.0m 未満の最大浸水深が想定されている。

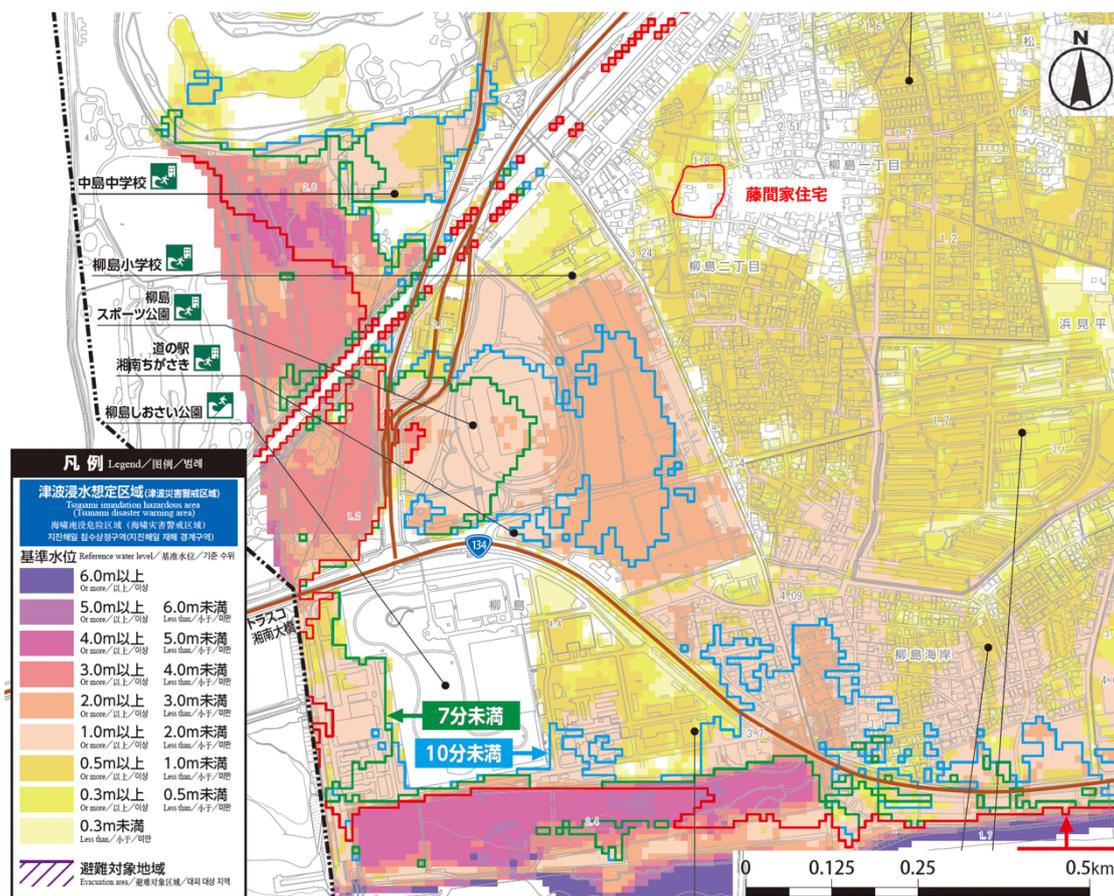


図 21 茅ヶ崎市津波ハザードマップ（令和 7 年（2025 年）8 月）

(2) 対処方針

管理者は市民・利用者に対してハザードマップの周知や関連する情報の提供に取り組み、大地震発生時には津波に関する情報収集に努め周知を行う。

4-6 その他の災害対策

地震や台風、水害、津波以外にも、文化財を取り巻く災害リスクは多様であり、それぞれに応じたきめ細やかな対策が必要である。

(1) 予想される災害とリスク

ア 落雷

敷地内には高木が多く、特に夏季には落雷による火災発生のリスクがある。また、通信機器の受信機等に避雷時の安全設備等を設ける。

イ 積雪：

茅ヶ崎地域では稀であるが、異常気象による大雪の際には、屋根への過大な荷重による構造体の損傷や、雪の重みによる枝折れが発生する可能性がある。

ウ 生物被害（虫害・鳥獣害）

「2-1 保存管理の現状」で指摘されたシロアリによる蟻害は、継続的な監視と対策が不可欠である。その他、キツツキによる軒天の穿孔や、ハクビシン等の小動物が屋根裏に侵入し、断熱材や配線を傷つけるといった被害も想定される

(2) 対処方針

ア 落雷対策

主屋の最高高さは約 7.0m であり、建築基準法第 33 条に基づく避雷設備の設置義務（高さ 20m 超）には該当しない。また主屋は周囲の建物や樹木に対して高さが低く、落雷の危険性が低い。しかし、近隣の落雷・誘導雷の影響を受ける可能性があるため、分電盤等にサージ保護（SPD）を設けるなど、電気設備の損傷防止措置を講じる。必要に応じ、関連規格（JIS Z 9290-3 等）に基づく外部雷保護の追加も検討する。

イ 積雪対策

大雪警報が発令された場合などには、速やかに屋根の雪下ろしや敷地内の除雪を行う体制を整えます。特に、文化財の雪下ろしは専門的な知識を要するため、事前に協力可能な専門業者をリストアップしておくことが重要。

ウ 生物被害対策：

(7) 虫害対策

シロアリの生息状況を確認するため、専門家による定期的なモニタリング（ベイトステーションの設置等）を実施する。羽アリが飛ぶ 5 月と 8 月前後には、特に重点的な点検を行う。シロアリが好む湿った環境を作らないよう、建物の周囲に落ち葉を溜めない、不用意に水を撒かないといった日常的な管理を徹底する。

(4) 鳥獣害対策

屋根裏や床下への侵入経路となりうる隙間や穴がないか定期的に点検し、発見した場合は金網等で速やかに塞ぐ。物理的な侵入防止策を基本とし、鳥獣保護法に抵触しないよう配慮する。

これらの多角的な災害対策を計画的に実行することで、あらゆるリスクから貴重な文化財である藤間家住宅を保護し、その安全な継承を図る。

5 公開活用計画

5-1 公開・活用に係る現状

平成 29（2017）年 7 月、藤間家住宅主屋を含む「藤間家（近世商家）屋敷跡」の大部分が藤間家より市へ寄贈され、翌平成 30（2018）年 4 月には「民族資料館 旧藤間家住宅」として開館した。現在は、市指定史跡である近世商家屋敷跡および国登録有形文化財である主屋を含む敷地を保存し、金・土曜日の 9 時から 16 時まで敷地のみを公開している。住宅内部は管理者が日常的に使用し、清掃等の維持管理が行われている。

また、計画区域は第 1 種中高層住居専用地域に位置しており、将来的な公開活用を検討する上で、店舗等としての用途は日用品販売店や喫茶店、物品販売店舗、飲食店などに限定されるなど、法的な制約が存在する。今回の保存活用計画は、これらの状況を踏まえ、文化財の適切な保全と持続的な利活用の方向性を整理するものである。

5-2 公開・活用に係る課題

藤間家住宅の文化財価値を将来にわたり確実に保全するとともに、地域経済の活性化へ寄与する持続可能な活用モデルの構築を目指す。藤間家住宅は国登録有形文化財として地域の重要な歴史資源であるが、従来の公開・見学を中心とした活用形態では十分な維持管理費の確保が難しい状況にある。さらに、令和 4 年度の大雨により建物の物理的劣化が進行しており、早急な保全措置が必要である。こうした課題を踏まえ、本計画では文化財としての価値を損なうことなく、持続的に利活用できる方策を検討する。

5-3 利活用の基本方針

藤間家住宅主屋の保存活用にあたっては、「1-5 計画の目的と基本方針」に定めた「藤間家住宅主屋の文化財価値と周辺の文化財と連携した公開活用事業の推進」に基づき、藤間家住宅主屋の本質的価値を保全しながらも多様な期間限定業態の導入により新たな価値と体験を創出する。また、近傍にある他の国登録有形文化財「旧南湖院第一病舎」や「旧氷室家住宅主屋」等、近代の茅ヶ崎を語るに欠かせない建造物と連携し、文化創造の場として活用する。尚、利活用にあたっては必要な改修整備を行うが、文化財としての価値を損なわないよう配慮し、文化財としての魅力を引き出せるよう配慮する。

以下の三点を基本方針の柱とする。

○本質的価値の継承と発信

藤間家住宅が持つ「江戸期以来の地域の歴史」「西村伊作による近代建築の先駆性」「伝統と近代が融合した生活文化」という本質的価値を、多様な展示や体験プログラムを通じて市民・利用者に分かりやすく伝え、地域経済の活性化、郷土への愛着と誇り（シビックプライド）を育む交流の場、文化観光の中核拠点とする。

○交流と文化創造・回遊性促進の場として

本施設を、単なる文化財の公開活用に留まらず、季節や特定のテーマに応じて実施する事業等を柔軟に入れ替えることで、常に新鮮な魅力と体験を提供する。また、さまざまな学びやワークショップ等の体験

プログラム、世代を超えた交流をとおして、市民・利用者の新しい発見や好奇心を促す文化等の活動を展開し、新たな地域文化の創造を促す。

○地域連携による魅力の最大化

藤間家住宅単体での活用に留まらず、近隣の国登録有形文化財「旧南湖院第一病舎」「旧氷室家住宅主屋」や、茅ヶ崎市博物館、美術館、ゆかりの人物館、道の駅湘南ちがさきや地域の商店街等と有機的に連携する。これにより、点在する文化資源を線や面で結びつけ、地域全体の回遊性を高め、茅ヶ崎ならではの歴史文化を体感できる周遊ルートを創出し回遊性の向上を図る。

利活用にあたって必要な改修整備は、文化財としての価値を損なわないことを絶対的な前提とし、改修によって建物の魅力が一層引き出されるよう計画・実施する。

5-4 公開活用計画

(1) 藤間家住宅主屋の公開と学習機会の創出

公開活用のために藤間家住宅主屋の耐震補強を行うとともに、市民・利用者の憩いの場となる空間づくりや周辺資源も回遊できるように案内サイン等を整備する。

整備後は、藤間家住宅主屋内を公開し建造物としての特徴が分かるようにするとともに、藤間家ゆかりの資料を展示する。また、藤間家や柳島湊等、柳島一帯の自然や歴史・文化を学ぶことができる講座やワークショップ等のイベントを開催する。

(2) 周辺の資源を学ぶ機会の創出

茅ヶ崎市が実装したデジタルアーカイブやまち歩きアプリ「てくてく探偵茅ヶ崎」を活用し、茅ヶ崎の海岸エリアにある文化的資源を回遊し、学び、楽しむ機会を創出する。

(3) 周辺施設や博物館と連携した文化創造の場として活用

藤間家住宅主屋と、市南部にある「旧南湖院第一病舎」や「旧氷室家住宅主屋」等近代の茅ヶ崎を物語る国登録有形文化財（建造物）及び美術館等の文化施設と連携し、文化創造の場として活用する。

また、藤間家ゆかりの資料を、博物館に展示し、学び、楽しむ機会を創出するとともに、市域北部と南部の回遊性の向上を図る。

5-5 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

ア 法的条件・遵守すべき法規等

文化財保護法、登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則、建築基準法、消防法及び関係法令。

イ 関連計画

茅ヶ崎市総合計画、茅ヶ崎市教育大綱、茅ヶ崎市教育基本計画、ちがさき都市マスタープラン、茅ヶ崎市景観計画、茅ヶ崎市観光振興ビジョン。

(2) 想定される活用について

藤間家住宅で想定される活用は、「住宅の価値を伝える活用」、「建造物と敷地の一体的活用」、「文化創造拠点としての活用」の3つのテーマによる活用が考えられる。

表 47 藤間家で想定される活用

住宅の価値を伝える活用	建造物と敷地の一体的活用	文化創造拠点として活用
<例> ○外観・内部の公開 ○藤間家ゆかりの資料展示 ○近代住宅の構造の紹介 ○観光ガイドツアーの実施 ○歴史文化学習会の開催 ○歴史文化の情報発信	<例> ○ワークショップやミニコンサート の開催 ○野点（茶会）・歌会 ○地域の民俗文化の実演・ 学習・体験 ○草木等の植物の観察会	<例> ○住宅内での伝統文化の体験 ○市民・利用者による芸術文化 イベントの開催 ○地域課題に関するイベント の開催 ○憩いの場としての活用 ○メディアや市民・利用者の撮

		影への貸し出し ○展示や飲食等の複合的な機能を時限的に運営
--	--	----------------------------------

(3) 公開活用計画

ア 敷地

敷地内の庭園や付属屋等は開園時には基本的には常時公開とする。敷地北側を「便益ゾーン」、主屋の周囲を「主屋周辺」、敷地南側を「庭園ゾーン」としてゾーニングしそれぞれ特徴にあった公開・活用を行う。

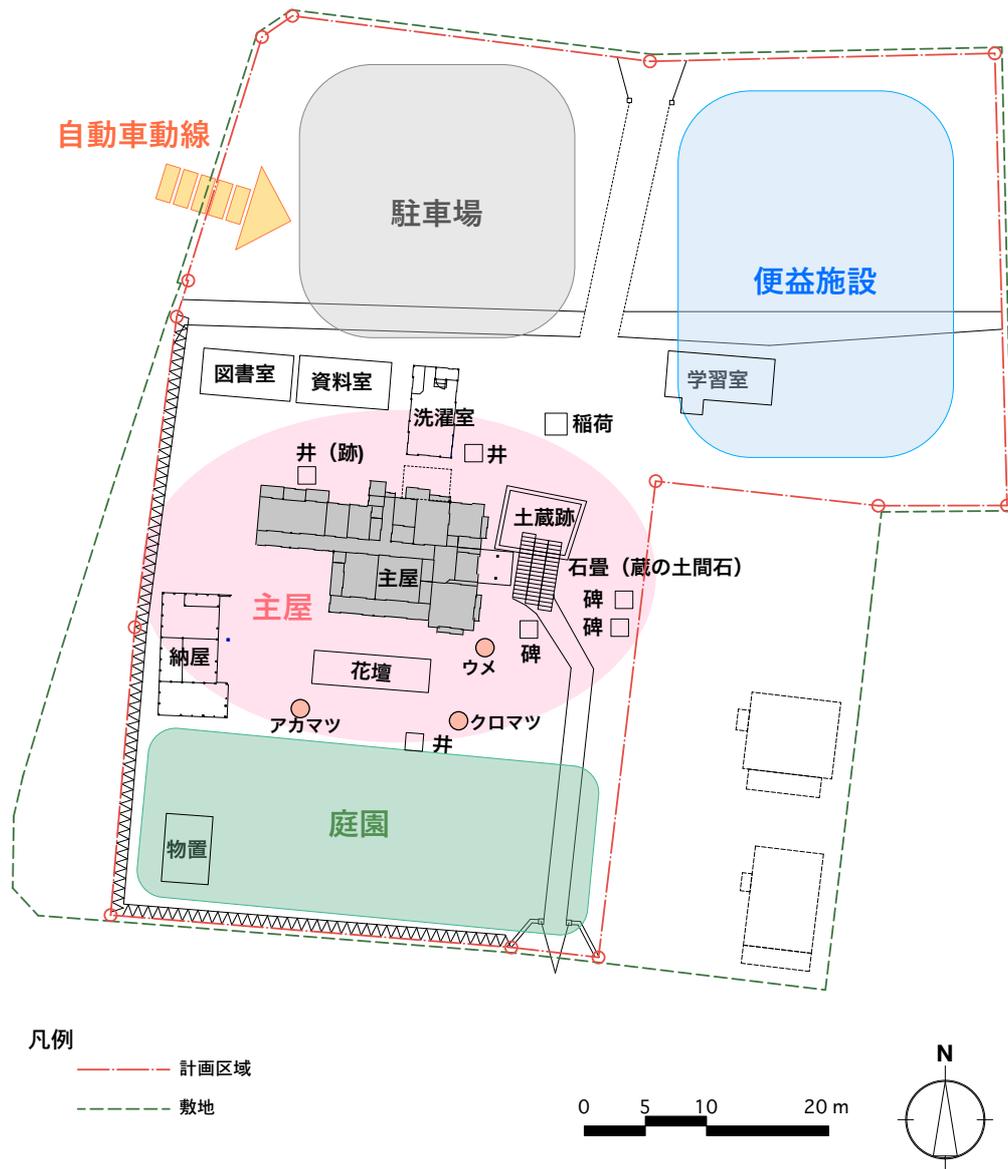


図 22 整備イメージ図

イ 建造物

前述の(2)に基づき、藤間家住宅主屋内の公開やワークショップ等のイベントを開催するため、耐震補強を含め公開活用のために必要な改修を行う。藤間家住宅主屋各室の活用方法は表 48 のとおりとする。

また、それぞれの活用用途に合わせ公開活用に必要な設備（便所、給排水、空調、案内サイン等）工事も併せて行う。

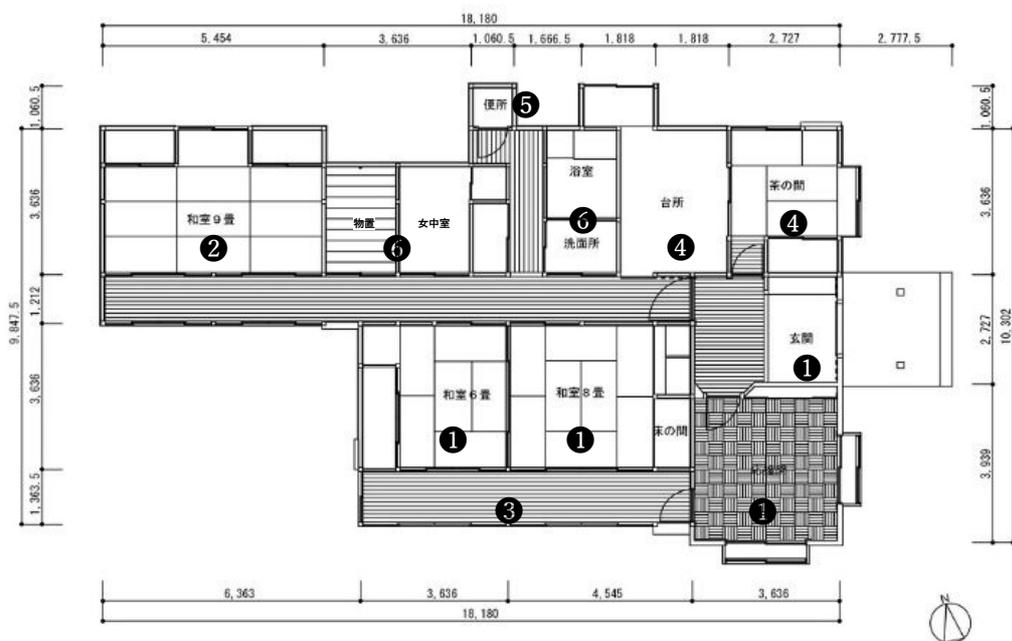


図 23 公開活用計画

表 48 公開活用計画

室名	活用方法
①応接間、 南側和室、玄関	展示品等は原則置かず、建築の設えをそのまま見せる。南側和室については、講座やイベント開催の際に会場として活用する。
②北側和室	藤間家ゆかりの資料を展示スペースとして活用する。 ○照明設備 建物及び収蔵資料の建物内での公開にあわせ、必要な照明を整備を計画する。 ○展示設備 藤間家ゆかりの資料や民俗資料を公開するための展示設備を整える。展示ケースや解説パネルの設置を計画する。
③南側縁側	庭木を楽しむ等市民・利用者の方の休憩の場として活用する。
④台所、茶の間	活用しない。※管理人用事務室とする
⑤便所	市民・利用者のために活用する。※洗濯室の既設のトイレを活用。
⑥浴室、洗面所、	公開しない。

<p>物置、女中室</p>	<p>○収蔵設備 保管・展示する資料については、⑥の物置の活用を計画する。 穂保管に要するテンバコや棚等の配置を計画する。</p>
<p>その他便益施設 (宅内及び敷地内)</p>	<p>○敷地内 当該敷地への誘導・案内サイン、敷地内の樹叢や市指定史跡の案内サインなど表示、隣接地との境界などについて、歴史的景観に配慮したかたちで明確にする方法を計画する。</p> <p>○駐車スペース 敷地内に駐車スペースを設ける。場所については、敷地北側で計画する。</p> <p>○空調設備 市民・利用者が活用のため長時間滞在できるよう、一部の居室への空調設備の導入を計画する</p> <p>○避難掲示 消防法施行令に定める避難標識を玄関に設置する。</p> <p>○バリアフリー 神奈川県「みんなのバリアフリー街づくり条例」に準拠し、高齢者や障がい者、車いす・ベビーカー利用者を含むすべての人が安全に移動できるよう、敷地内のバリアフリー動線を確保する。また、敷地内の段差等を解消する方法について検討し対応する。建物内全てのバリアフリー化は困難であるが、玄関等の段差を解消するスロープ等の設置を計画する。</p> <p>○トイレ 洋便器1基を隣接する洗濯室に備えている。利便性及びユニバーサルデザインを考慮し、更新・増設し適切な数を計画する。</p>

(4) 復原計画

藤間家住宅主屋は、当初（昭和7（1932）年）の生活文化や空間構成を良好に伝える貴重な近代住宅である。調査結果に基づき保存部分は、当初の仕様及び歴史的価値を保存しつつ、当初部材は可能な限り修理・再利用し、滅失・改変された部位は適切な復原を検討する。新たに設ける設備や補強材等は意匠への影響を最小限に配慮する。敷地環境との一体的な保存を図り、歴史的景観を保全する。

(5) 管理・運営計画

文化財保護法に基づき策定される藤間家住宅主屋の活用計画は、国登録有形文化財の価値を未来へ継承しつつ、文化庁が推進するユニークヴェニューとしての魅力を最大化し、茅ヶ崎市のシビックプライド醸成に寄与することを目指す。

本計画は、市民・利用者が多目的に活用できる交流空間の創出を核とする。具体的には、子育て世代が安心して交流できる場や、放課後の子供たちに学びの機会を提供する寺子屋的な利用、市民サークルや地域活動への貸出、さらには企業などの多様なニーズに対応した貸出を想定する。

運営においては、茅ヶ崎市が主導し、文化財の保全・管理責任と事業全体の統括を担う。その上で、持続可能な活用と歳入の確保を目的として、民間事業者との連携を強化し、地域経済の活性化を図る。民間の柔軟な発想と力を活用することで、多様な利用ニーズに対応しつつ、文化財の維持管理に必要な財源を確保する自立した運営モデルを確立する。

また、地域住民の積極的な参画を促進し、文化財を核とした新たなコミュニティ形成を目指す。住民が主体的に関わることで地域への愛着(シビックプライド)を育み、長期的な文化財の保護体制を構築する。

事業の持続可能性を確実にするため、潜在的なリスク(自然災害、人的リスク)を特定し、適切な対策を講じる。最も重要な文化財の保護を最優先とし、厳格な利用規定と監視体制を確立する。加えて、活用実績、歳入額、市民満足度などの KPI を設定し、事業の成果を客観的に評価する仕組みを構築することで、常に質の高い活用を実現する。

5-6 活用の体制

活用の体制は茅ヶ崎市と民間事業者、大学等の研究機関、そして地域住民との強固な連携体制を構築する。

茅ヶ崎市は、国登録有形文化財及び市指定史跡の所有者として、文化財の保全・管理責任、事業全体の統括・調整、財政的支援、情報発信・広報支援、地域連携の促進等の重要な役割を担う。本事業のマネジメント主体については、文化財の厳格な保全と多様な事業展開という二つの側面を両立させるため、慎重な検討が必要である。そのため、市が直営で運営するか、指定管理者制度を活用するか、あるいは民間への貸付や PFI を検討する。

また、民間事業者、大学等の研究機関等の多様なステークホルダーとの連携によってその価値を最大化する。

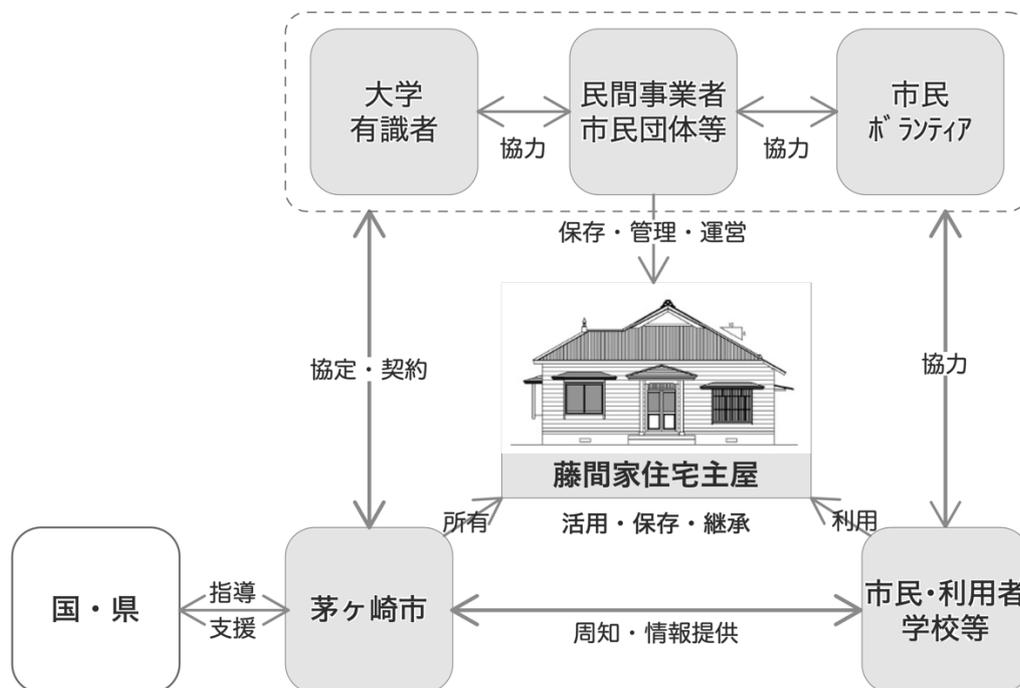


図 24 体制図

5-7 事業スケジュール

本計画に基づき、実施する事業のスケジュールは、表 13 のとおりとする。令和 7 年度から令和 9 年度にかけて藤間家住宅主屋内の公開に向けた耐震改修工事を行う。公開後は、「5-2 公開活用計画」を踏まえ、公開講座や周辺施設と連携した文化芸術祭等を開催する。

令和 11(2029)年以降は、令和 7(2024)年～11(2028)年の事業実績を踏まえ、再度、計画を見直し、実施する。

表 49 事業計画

	R06 (2024)年度	R07 (2025)年度	R08 (2026)年度	R09 (2027)年度	R10 (2028)年度	R11 (2029)年度
藤間家住宅 主屋の改修	耐震診断 建造物の調査	耐震補強・ 修理等基本設計	耐震補強・ 修理等実施設計	耐震改修工事 敷地内の樹木等の整備 サインや便益設備改修整備		公開 維持管理
公開活用に関 する事業	藤間家を活用した 教育事業等の 施行実施	公開活用の企画 周辺施設との連携イベントの企画		工事見学会 公開・運営準備 例規等整備		公開活用事業 の開催 周辺施設との 連携企画の開催

6 保護に係る諸手続

6-1 国登録有形文化財に係る諸手続

藤間家住宅主屋の保存活用にあたって必要となる諸手続について、「文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）」、「同法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）」及び「登録有形文化財に係る登録手続及び届出書等に関する規則（平成 8 年文部省令第 29 号）」に基づき、運用上の方針を定める。ただし、本項の定めにおいて明確でない行為については、必要に応じて、文化庁及び神奈川県教育委員会文化遺産課と協議する。

6-2 現状を変更しようとする場合の手続

(1) 予め文化庁長官に届出を要する行為

保存修理等にあたって登録有形文化財（建造物）の現状を「文化財としての価値がある部分」の位置や形（形状・材質・色合い等）を変える場合で、移築する場合や変更する範囲が「通常望見できる範囲」の 4 分の 1 を超える場合には、現状変更しようとする日の三十日前までに届出を行います。（法第 64 条、規則第 14 条、第 15 条、第 16 条の規定による）

尚、届出を行った現状変更の内容で、文化財としての価値を損なう可能性があった場合、文化庁による指導、助言又は勧告が行われる。

ア 保存修理等にとまなう復元的行為

復元的行為とは、当該文化財建造物の創建当時の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復原する行為です。既存及び新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理又は活用のための改修工事等に際し、復元的行為を行うことを検討する。

イ 保存管理、活用上の行為

保存管理、活用上の行為には、主に**市民・利用者**の利便性、安全性確保のための内装の改修、設備改修、構造補強等があげられる。旧藤間家は登録有形文化財（建造物）であるため、「通常望見できる範囲」の 4 分の 1 を超える変更がなければ届出の必要はないが、現在残されている内部意匠等にも文化財としての価値を見出す意見もあるため、改修等にあたっては、復元的行為も含め十分に検討したうえで実施する。

(2) 届出を要しない行為

ア 維持の措置（法第 64 条第 1 項ただし書、規則第 17 条第 1 項第 1 号の規定による）

維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- (ア) 登録有形文化財建造物の維持を目的とした行為で、登録当時の原状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の原状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の 4 分の 1 以下である場合（移築の場合を除く。）や内装のみについて模様替えを行う場合。
- (イ) 雨漏りや壁のひび割れといった毀損の発生や拡大を防止するために工事等を実施する場合。
- (ウ) 文化財保護法以外の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合。
尚、維持の措置にかかる行為の場合、施工範囲が「通常望見できる範囲」の 4 分の 1 を超えても、現状と同じ材料・工法を用いるものについては、届出の必要がないものとされている。

イ 非常災害のための必要な応急措置（法第 64 条第 1 項ただし書、規則第 17 条第 1 項第 3 号の規定による）

非常災害に備えて事前に行う補強や改修行為、又は非常災害後に復旧工事として実施するもの全てが該

当する。ただし、非常災害で甚大な範囲の破損等が発生した場合は毀損届を提出する。

6-3 保存に影響を及ぼす行為に係る手続

建造物の現状に直接変更を加えるもの以外で、その行為によって災害や毀損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりする等、建造物の保存に影響を与える行為にあたっては、必要に応じて、文化庁及び神奈川県教育委員会文化遺産課と協議する。

6-4 その他の手続

(1) 管理に関する届出等

ア 管理責任者の選任（法第 60 条第 2 項、規則第 5 条の規定による）

登録有形文化財の所有者は、文化財保護法及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととされている。（法第 60 条第 1 項）

しかし、特別の事情があるときは、登録有形文化財の所有者は適当な者を管理責任者に選任することができることとしており、管理責任者を選任したときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届出を行う。

イ 管理責任者の解任（法第 60 条第 4 項及び第 31 条第 3 項、規則第 6 条の規定による）

特別の事情により選定した管理責任者を解任するときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届出を行う。

ウ 所有者の変更（法第 60 条第 4 項並びに第 32 条第 1 項、規則第 7 条の規定による）

重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、かつ、旧所有者に対し交付された登録証を添えて、二十日以内に文化庁長官に届出を行う。

エ 管理責任者の変更（法第 60 条第 4 項並びに第 32 条第 2 項、規則第 8 条の規定による）

重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届出を行う。この場合には、管理責任者を選定した時に行う届出を別途提出する必要はない。

オ 所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更（法第 60 条第 4 項並びに第 32 条第 3 項、規則第 9 条の規定による）

登録有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届出を行う。氏名若しくは名称又は住所の変更が登録有形文化財の所有者に係るときは、届出の際登録証を添える。

カ 所在場所の変更（移築）

(7) 届出が必要な場合（法第 62 条、規則第 11 条、第 12 条の規定による）

a 予め届出が必要な場合

登録有形文化財の所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて文化庁長官に届

出を行う。

b 所在場所変更後に届出可能な場合

火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合、その他所在の場所を変更するについて緊急やむを得ない事由がある場合。

この場合の届出は、規則第 11 条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日及びその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更したのち二十日以内に行う。

(イ)届出を要しない場合（法第 62 条ただし書、規則第 12 条の規定による）

- a 法第 64 条第 1 項の規定による現状変更の届出を行ったうえで、現状変更のために在の場所を変更しようとするとき。
- b 法第 62 条の規定による所在場所変更の届出をして、所在の場所を変更した後、届出の書面に記載した移動場所へ移動するために所在の場所を変更しようとするとき。

キ 文化庁へ管理に関し技術的指導を求める場合（法第 66 条、規則第 21 条の規定による）所有者の求めに応じて実施される。

指導を受ける内容については、必要に応じて、文化庁及び神奈川県教育委員会文化遺産課と協議する。

ク 史跡に係る諸手続

史跡内で建築行為、復原、改修、地形変更等の「現状変更」を行う場合は、文化財保護法（第 125 条）に基づき文化庁長官の現状変更許可が必要となる。

(2) 修理に関する届出等

ア 文化庁へ修理に関し技術的指導を求める場合（法第 66 条、規則第 21 条の規定による）

所有者の求めに応じて実施される。なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて、文化庁及び神奈川県教育委員会文化遺産課と協議する。

イ 現状変更を伴う場合

「6-2 現状を変更しようとする場合の手続」の（1）、（2）を参照する。

(3) 滅失・毀損の届出等（法第 61 条、規則第 10 条の規定による）

登録有形文化財建造物が、何らかの原因で破損・損傷してしまった場合は、所有者は、毀損の事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届出を行う。ただし、破損等の範囲が甚大なもの以外についての届出は必要ない。

(4) 計画の見直しの手続について

ア 見直しの原則

茅ヶ崎市教育委員会は、今後の調査研究等の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しを行う。見直しに当たっては、文化庁及び神奈川県教育委員会文化遺産課、その他関係機関と事前に協議を行う。見直された計画は、神奈川県教育委員会文化遺産課を経由し、文化庁へ提出する。

イ 見直しに係る検討について

計画の見直しに当たり、計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、茅ヶ崎市教育委員会

は、その内容を茅ヶ崎市文化財保護審議会及び学識経験者から意見を聴く。

6-5 建築行為に関する手続

1) 増築等

- 建築基準法、茅ヶ崎市建築基準条例
- 消防法、茅ヶ崎市火災予防条例
- バリアフリー法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- 景観法、茅ヶ崎市景観条例
- 文化財保護法、茅ヶ崎市文化財保護条例（茅ヶ崎市指定史跡）
- その他関係法令

2) 用途変更

- 建築基準法、市建築基準条例
- 消防法、市火災予防条例
- バリアフリー法、神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
- その他関係法令

国登録有形文化財藤間家住宅主屋保存活用計画

令和 年 月 策定

発行 茅ヶ崎市教育委員会 教育推進部 博物館

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-81-7226 (直通)

FAX 0467-58-4265

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>

